

# 緊急！宿泊施設営業者の皆さまへ

～新型コロナウイルス感染拡大防止のために～

## 1. 宿泊者の情報把握！

- ・ 宿泊者全員に対し、宿泊者名簿への正確な記載と2週間以内に感染流行地域等に滞在したかなどの情報把握に努めてください。
- ・ 宿泊者に対し、発熱や咳など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えてください。

## 2. 宿泊者への積極的な情報提供！

- ・ 手洗い、咳エチケット、3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるなど、宿泊者に対し、感染防止対策の注意喚起をしてください。

## 3. 関係機関との十分な連携！

- ・ 宿泊者から体調異変等の申し出があった場合は、まずは、宿泊者ご本人からお近くの医療機関に電話で相談するよう促し、その指示に従ってください。
- ・ 保健所が調査を行う場合は協力してください。

## 4. 清掃・消毒の徹底！

- ・ 不特定多数の人が利用する場所で、特に手指がよく触れる場所を中心に、清掃・消毒を実施してください。
- ・ 消毒の際は、消毒用アルコールや0.05%～0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液を使用してください。

※令和3年1月5日時点

### <感染が拡大している地域（往来自粛の対象地域）>

埼玉県、千葉県、東京都、栃木県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県、沖縄県

### <感染流行地域>

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、三重県、和歌山県、岡山県、山口県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

### <感染注意地域>

山形県、新潟県、富山県、鳥取県、愛媛県、香川県、佐賀県

これらの地域に滞在していた方には、**特に嚴重な注意**を呼びかけてください。体調に問題がなくても、感染防止対策の周知を徹底してください。

○受診や相談する医療機関に迷う場合、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談は、「新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」（0985-78-5670（24時間対応））へご相談ください。宮崎県